

議 事 録

第 27 回 定 例 総 会

令和4年10月11日

太田市農業委員会第27回定例総会議事録

開会日時 令和4年10月11日(火) 午後2時

閉会日時 令和4年10月11日(火) 午後3時30分

開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
(19人) 5 木村 克巳 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
18 清水 由紀江

欠席委員 17 中島 沙織 19 青木 紀美子
(2人)

出席職員 塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長
(9人) 大澤主任 青木主任 松井主任 小島主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
(会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
議案第5号 令和5年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する
意見書の決定について (会長)
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定に
ついて (会長)

報告事項 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第27回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員17名、欠席の委員2名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、15番 飯塚茂夫委員 と 16番 片亀昌子委員 の二人にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書1ページになります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から6番が10月7日付で取下げとなりました。これに伴いまして、議案書1ページ、右上の提出件数7件を1件に訂正をお願いいたします。以上となります。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

7番 牛沢町の土地 畑 1,228㎡、使用貸借にて耕作している当該畑を、所有権を譲受けて引き続き使用したい。
7番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号7番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8 番 委員 番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
番号7番の譲受人は、現在、使用貸借として利用している農地を譲り受けたいとの申請です。現地確認では、必要な農機具等も所有しており、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番を許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は3件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 安良岡町の土地 1,092 m² 外1筆 計2,108 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武伊勢崎線葦川駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するものです。

2番 只上町の土地 31 m² 外1筆 計117 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未滿にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

通路用地として転用するものです。

3番 新田小金井町の土地 139 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

まず、番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、番号1番について、14番委員は議事に参与することができませんので、退出願います。

(14番委員 退出)

議 長 それでは、報告願います。

3 番委員 番号1番について、第2地区協議会より調査した結果報告をいたします。

隣接地でキノコの栽培、生産を行っており、業務拡大に伴い、不足している資材置場及び駐車場として利用したい。調査した結果、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。
再度審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

14番委員は入室してください。

(14番委員 入室)

議 長 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

4番委員 それでは、4番から説明いたします。

この案件につきましては、転用目的は通路用地ということですが、この通路用地の農地が農地法の許可を得ないで通路として使用していたため、是正したいということで今回申請が出てきました。現状の周辺農地への状況を見ますと、営農状況に支障はない。あと、許可基準から見た判断では、いずれも問題なしということで、始末書を添付しており、適当と判断したということで許可相当として地区協議会では決定しましたので、再度審議をお願ひいたします。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7 番 委 員 番号3番について説明します。
この土地は、既に許可を得ずに農地に納屋等の建物があったり、敷地内を道が走ったりしておりまして、これがここへ来まして、農地法の許可を受けていないということが分かりましたので、始末書をつけて是正したいということでもあります。第5地区としては承認ということで審議になりました。よろしく願います。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田市野井町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、勤務地等の都合により当初の計画を断念したため、当該許可を承継するものです。

以上1件、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7 番委員 ここにありますように、当初の計画者がその後の都合によりまして、事業が当初の予定どおりできなくなったというようなことでありまして、それを次の承継者が承継するという議案であります。変更前の転用目的と変わることもなく、承継者も一般住宅用地として転用するそうでございますので、承認ということで決定いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は22件です。
事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数22件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 416㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。

2番 藤阿久町の土地 474㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 沖野町の土地 3.21 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

4番 沖野町の土地 494 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

5番 沖野町の土地 494 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

6番 東金井町の土地 2,087 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

7番 東金井町の土地 349 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 安良岡町の土地 294 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武伊勢崎線蕪川駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されま

す。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 台之郷町の土地 3,336 m²、農地区分 第二種、有料老人ホーム及び老人デイサービスセンター用地として転用するものです。

10番 東今泉町の土地 211 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 只上町の土地 407 m² 外1筆 計429 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 大鷲町の土地 2,054 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

13番 新田小金井町の土地 442 m²、農地区分 第二種、一般住宅用

地として転用するものです。

14 番 新田市野井町の土地 375 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

15 番 新田市野井町の土地 138 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16 番 新田市野井町の土地 300 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

17 番 新田反町町の土地 382 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

18 番 新田反町町の土地 333 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

19 番 新田小金町の土地 992 m² 外1筆 計1,487 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

20 番 新田下田中町の土地 87 m² 外1筆 計314 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21 番 新田下田中町の土地 40 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22 番 新田上田中町の土地 183 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたし

ます。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8 番委員 番号1番から5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番を私から報告いたします。
現地を確認したところ、申請地の周囲は宅地であり、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上。

1 2 番委員 続いて、2番から5番まで報告いたします。
番号2番の申請人は借家に住んでおり、資金の都合がついたため、申請地を父から借り受けて自己の住宅を建築したいとの申請です。
番号3番から5番は、隣接する土地に関する議案で、東京に住んでいる譲受人が相続した申請地を調査したところ、隣接する農家住宅用地の構築物の一部が申請地に越境していることが判明したため、番号3番は是正したいとの申請です。
番号4番、5番は、借家に住んでおり、資金の都合がついたため、申請地を取得して自己の住宅を建築したいという申請です。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。
続いて、番号6番から11番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

います。

- 2 番委員 第3地区協議会から説明します。
場所につきましては、強戸のスマートインターから降りて東へ行った丁字路の角でございます。周りは全て太陽光発電で開発をされております。今回の土地についても同様に、周りと同じような太陽光発電の設置をしたいということでございます。環境は太陽光一色でございます。ほかの農地へも何の支障もございませんので、地区協議会では許可相当という見解を出しましたので、引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号12番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号12番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号13番から22番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。
- 7 番委員 13番の関係について説明いたします。先ほど出ました議案第2号の3番の申請者の土地でありまして、祖父の土地にお孫さんが家を建てるということでございますので、第5地区としては承認ということにしたわけでありまして。
14番の関係については、借家に住んでおりということで、この方が申請地を取得して住宅を造りたいということであります。周囲も住宅になっておりますので、問題ないと判断いたしました。
15番の関係ですが、これも娘さんということでありまして、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を新築したい。場所的には、周囲に影響するようなことはないかと第5地区は判断いたしましたので、許可相当でよろしいのではないかとということでございます。
続きまして、番号16番、この案件についても、借家に住んでおり、資

金の都合もついたため、取得して、これは夫婦なんですけれども、2人で住宅を造るということで、ここは議案第3号の1番と関連ということでもあります。

続きまして、17番につきましては、ちょうど薬師様の東辺りになるんですが、持ち家を売却して、住宅環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでもあります。やむを得ないだろうということでありまして、承認ということでもあります。

18番の関係につきましては、譲受人が今まで借りていた駐車場は、地主がすぐ返してくれということになりまして、その近隣の代替地を見つけまして、そこを新しく駐車場として使いたいということでもあります。現状、条件を満たしているだろうということ、第5地区としては承認ということでございます。

次に、19番の関係でございますが、新田小金町ということで、一番藪塚寄りなのですけれども、隣も太陽光の発電ができておりまして、その並びに造りたいということです。私自身も気になったところは、現状、ここは農地で大和芋を作っているのですけれども、これを簡単に許可していいのかなと思うのだけれども、やむを得ないということで、第5地区としては承認という形を取りました。

20番は、借家に住んでいた人が資金の都合もついたということで、住宅を造るということでもありますので、よろしかろうということでございます。

21番の関係につきましては、申請地を取得し、これは40㎡でちょっと狭いのですが、奥は宅地になっておりまして、入り口部分が40㎡で、広い道から入る部分を買うということでもありますので、第5地区としてはやむを得ないということでございます。

最後の22番の関係につきましては、農地法の許可を得ずに敷地の一部として利用していたことが判明したため、是正したいということでもあります。是正するというところでございますので、承認してはいいかがかということでございます。

以上、ちょっと長くなったのですが、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、第5地区協議会より番号13番から22番について報告がございましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

13番委員

19番ですけれども、太陽光発電パネル設置に当たり、大和芋の農家に確認はなされているのかどうか、お聞きしたいです。

7 番委員 今、作っている人から聞いた話だと、これが終わったら、もう自分はこの耕作はやめるというふうなことで、その後、太陽光をするという話で承っております。

13番委員 分かりました。それならしょうがないですから。

議 長 いいですか。

13番委員 はい、結構です。

議 長 そのほか質問等ありますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号13番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号13番から22番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 続きまして、議案第5号 令和5年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の決定について、審議を求めます。

事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 令和5年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）についてご説明をさせていただきます。

9月の地区協議会でお話ししました意見書について、委員の皆様から様々なご意見をいただきまして、修正させていただきました。

お手元の意見書（案）をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

大卒の意見について変更等はありませんが、詳細な部分について修正を行いました。順次説明いたしますので、よろしく申し上げます。

まず、1 担い手の育成・確保等については、協議会名などを入れて具体的なものとさせていただきました。

次に、2 農業資材等の価格高騰については、特段変更はございま

せんでした。

3 食農教育と地産地消の推進については、(2)で規格外野菜についての要望がありましたので、追加させていただき、(3)では特産物を追加して、農産物のブランドの向上についてを追加させていただきました。なお、幼稚園、小中学校を、市立の幼稚園が1園しかないということであったため、学校給食等に変えさせていただきました。

4 耕作放棄地対策について、(1)では農地の適正利用に対するPR策についてを追加して、(2)では法律の名称を正式なものに変更と文言の整理をさせていただきました。

5 有害鳥獣対策については、被害が減少している状況ではあるんですけども、引き続き、補助金の交付や団体を中心に被害の縮減といった具体的な意見となっております。

最後に、6 水質保全については、デジタル化が進んでいる中で、LINE、ツイッターなどの活用ができるのではないかとのご意見がありましたので、集会をソーシャルネットワークサービス(SNS)へと変更させていただきました。

以上、委員の皆様方の様々なご意見を取り入れさせていただきました、より具体的な意見書となりました。誠にありがとうございました。

以上で説明を終わりにします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 　　ただいま、事務局より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。
- 4 番委員 　　これは地区協議会で提案してありますよね。だから、ここで説明、見てもらって、もう同意したことだから、ここで改めてどうですかと聞くのもおかしいな。そう思いませんか。
- 1 3番委員 　　地区協議会でもやったけれども、ここで最後に確認する。
- 4 番委員 　　そういう意味か。
- 議長 　　これはまだ案の段階なので、ここで決定する。案を消す。
- 4 番委員 　　そうか、これが一番大事なところだからね。そういう意味ね。
- 議長 　　はい、そうです。
- 4 番委員 　　じゃ、私は意見ありません。
- 議長 　　長 　　ほかにはないですか。
- 委員 　　なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
令和5年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の決定
について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出い
たします。

議 長 続きまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画(案)が会長宛てに提出されたので、決定
を求めます。

市長部局の農業政策課より提案をお願いいたします。

農業政策課 では、お手元の資料「農用地利用集積計画(案)」に基づき提案させて
いただきます。

今回は、通常の利用権設定が614筆、うち解除条件付利用権設定が5
筆、ほか所有権移転が4筆であり、利用権移転はございませんでした。

なお、農地中間管理事業に関しては、集積計画一括方式により全て集
積計画での権利設定となります。

今回、農地の614筆のうち、農地中間管理機構を通してのものが12
筆で1万4,466㎡となっております。

次に、目次の次ページでございます「総括表」について説明させてい
たきます。

まず、2つある表のうち、上でございます1.面積の表をご覧ください。
こちらにつきましては、設定期間別・地目別・地区別の設定面積の
状況が記載されております。

表の右下の部分になりますが、今回、新規と再設定の合計で88万
8,092.85㎡となっております。

続きまして、次は下にあります2.筆数及び人数の表をご覧ください。

こちらにつきましては、設定期間別・地目別・地区別の件数等の状況が
記載されております。

こちら表の右下の部分になりますが、614筆のうち、借方が134名、
貸方が300名となっております。

資料の1ページから41ページまでは利用権設定についての詳細であ
り、記載のとおりです。

なお、42ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第2
項第6号に規定する借手が農作業に常時従事すると認められない者の

場合の解除条件付利用権設定であり、筆数は5筆、面積合計は7,574㎡
となっております。

43 ページの所有権移転につきましては、筆数は4筆、面積合計は4,685
㎡となっております。

なお、今回提案させていただきました計画(案)は、農業経営基盤強化
促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと考えます。
最後になりましたが、公告日及び利用権設定日は令和4年10月20日
です。

以上が提案の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたし
ます。

議 長
農業政策課

ただいま担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、
ご質問等ございますか。

2件、訂正がございまして、申し訳ございません。

42 ページの解除条件付利用権設定一覧表にある貸手の方の●●●さん
ですけれども、この方が亡くなられたということで、相続人代表の方
の名前に変更となっておりますので、ご承知おきください。

もう1件、利用権設定のほうも、●●●さんの利用権があるんですけ
れども、そちらも同じく相続人を別の方に変更してございますので、
ご承知おき願います。よろしくお願いいたします。

議 長
委員
議 長

ほかにありませんか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、本件は農用地利用集積計画(案)
のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。

議 長

以上で審議は終了いたしました。続いて報告第1号から第4号につ
いて、事務局より願います。

事 務 局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に
ついて、8件提出されております。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に
ついて、27件提出されております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、14件

提出されております。

報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、13件提出されております。

それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議
委
議

長
員
長

報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ございますか。
なし。

質問等もないようですので、第27回定例総会は終了とします。

閉 会 令和4年10月11日（火） 午後3時30分